

道路位置指定申請書 添付書類【事前協議用】

色塗り部分は本申請時で可

添付図書	明示すべき事項等	チェック欄
道路位置指定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本及び副本。 ・ 指定道路部分を分筆していない場合、指定道路及び道路位置の「地名及び地番」の欄には「○番の一部」と表示。 ・ 「標示の方法」の欄には「道路両側にU字側溝を設置し、境界にはコンクリート杭を埋設」等の表示。 ・ 裏面の「承諾欄」には、所有者、抵当権者、根抵当権者等についてすべて自署または記名。 	
調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村建築行政事務処理要綱に基づく調査票を正本に添付。 	
付近見取図 縮尺 1/2500 都市計画図使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺。 ・ 申請地を赤枠で囲み「申請地」と表示。 	
公図（地積図）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺、写した年月日、写した者の氏名。 ・ 申請区域を赤枠で囲み「申請地」と表示。隣接地も表示。 ・ 隣接地の土地所有者を表示。 	
土地全部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ※仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書も添付。 ※位置指定道路利用地並びに同利用地上の建築物及び工作物すべてのものを添付。 	
登記事項要約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接地を添付。 	
分筆計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺。 ・ 指定を受けようとする道路の位置・工作物・道路・水路の位置を表示。 	
実測図（分筆計画図と兼用可）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺、資格者の氏名を記入。 	
公道取付部分詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺、道路寸法、側溝寸法、標示板・補強コンクリート位置、グレーチング位置、集水枡位置を表示。 	
造成計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、縮尺、道路寸法、標示版。 ・ グレーチング位置、集水枡位置、杭位置、隣接道路位置、側溝水の流れ方向、縦横断面図の位置、現況・計画地盤高。 	
造成計画縦横断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、縮尺。 ・ 道路寸法、勾配、盛土・切土の部分、隣地及び道路境界線、現況・計画地盤高。 ・ 境界土留めの構造図。 	
位置指定道路横断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、縮尺、位置指定道路寸法・勾配、構造。 	
給排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面名称、方位、縮尺。 ・ 配管の大きさ・種類・長さ、メーター位置を表示。 	
給排水施設詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝、暗渠（横断暗渠）、集水枡等について添付。 	
外側線・停止線の表示図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外側線は道路境界からの寸法。（道路河川管課と協議しておくこと。） 	
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ （別紙1）寄附採納しない場合。 ・ （別紙2）寄附採納する場合。 ・ （別紙3）指定道路に隣接する土地がある場合。 	
隣地土地権利者同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ （別紙4）指定道路により道路斜線制限を受けることとなる場合。 	
道路に関する工事の設計及び実施計画承認証（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊川市建設部道路河川管理課交付のもの。 	
排水承諾書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ※水路等に放流する場合に添付。 	
道路位置指定承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・ （別紙5）寄附採納しない場合。 	

注）この他にも申請の内容により、必要となる書類があります。

● 申請の流れ

【申請者】

【市：建築課】

① 事前相談 1 部提出	⇒	
②	←	基準適合等の確認、道路部局との調整
③ 事前協議申請書（仮）1 部提出	⇒	
④	←	添付図書確認、必要部数の連絡
⑤ 事前協議申請書必要部数を提出	⇒	各課事前協議
⑥	←	事前協議結果通知
⑦ ⑥の通知に対する回答書の提出	⇒	各課において回答内容の確認
⑧	←	事前協議完了通知
⑨ 本申請提出	⇒	
⑩	←	築造通知
⑪ 完了届（提出書類は下表参照）	⇒	完了検査
⑫	←	指定通知、完了公告

● 完了届 提出書類

① 道路築造工事完了届（様式第 6-3）	
② 道路位置指定申請書の副本	指定番号・年月日を副本に記入し、指定通知書と一緒に申請者へ返却。
③ 築造後の確定平面図・実測図	
④ 公図（地積図）の写し	
⑤ 土地全部事項証明書（道路部分）	地目は公衆用道路であること。 所有権移転完了までは求めない。
⑥ 工事写真	道路部分以外においても、CB等を設置する場合は、設計通り工事されているか確認可能（底盤、配筋等）なもの。

※④⑤が完了届時に提出されていなくても完了検査を行うことは出来るが、指定道路の通知は、④⑤の書類提出後となる。